

令和 6 年 12 月 19 日 不採択

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

(趣 旨)

食品など生活必需品の値上がりが続き、松山市民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、24 春闘での賃金引き上げの動きを加速させ、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の 3 つです。2024 年の改定によって、加重平均は 1,055 円（前年比 +51 円、+5.1%）となり、物価高騰分を補う水準が確保されたものの生活改善が実感できる引き上げとはなっていません。オーストラリア 2,395 円、イギリス 2,214 円など、2,000 円台に到達した世界水準には全く届かないものです。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の 3 要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や冷え込んだ経済状況指標を基に最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊

を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最低賃金は全国一律最低賃金制です。私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による、相応の財政捻出する決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、以下の事項につきまして国に対して意見書を提出するよう請願します。

記

（請願事項）

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、直ちに最低賃金1,500円を実現し、1,700円を目指すこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。